

診断書等を提出する際の注意点

更新時や臨時に認知機能検査を受検する際、事前に診断書等の提出があれば、受検は免除されます。

診断書等には、下記の内容が必要となりますので、病院に診断書等を依頼する際、担当者の方にその旨お話しください。

1 患者さんの住所、氏名、生年月日

2 認知症に該当する疑いがあるか、ないか

3 検査の内容

認知症に関する次のいずれかの検査が必要となります。

- HDS-R（長谷川式）
- MMSE（ミニメンタルステート検査）
- DASC-21
- MoCA（モカ）
- ABC-DS
- その他



4 検査の結果

5 診断年月日、診断を行った医師の氏名、病院名

【注意点】

- 診断日は、更新時～高齢者講習の受講期間内
臨時～違反をした日の3か月前の日以後
のものに限ります。
- 診断書等の内容に不備がある場合、検査は免除されません。
- 提出された診断書等の内容によっては、その後、定期的に診断書の提出が必要になる場合があります。
- 診断書等を提出希望の方は、事前に下記へお申し出ください。

【問合せ先】

宮城県運転免許センター 高齢運転者支援係
電話 022-373-3601
(音声案内で5番→2番の順で押してください。)

任意診断書等提出による更新時の認知機能検査の免除について

希望者様から免許センターへ認知機能検査の免除希望の申し出

「診断書等を提出する際の注意点」に基づく説明
必要に応じて **F A X**・**郵送等**をいたします。

受診日や自動車学校の講習予定日が決まり次第、運転免許センターへご連絡ください。

※ 認知機能検査免除の審査後に受講となるように、ゆとりのある日程で受講日を予約することをお勧めいたします。

☎ 0 2 2 - 3 7 3 - 3 6 0 1

音声ガイダンス 「5」 → 「2」

受講期間内に**受診**

診断書等を高齢運転者支援係宛てに**郵送**
恐れ入りますが、切手代はご負担お願いいたします。

公安委員会で**審査**

免除の可否について、運転免許センターから
ご本人様と自動車学校へ**連絡**差し上げます。